

一般財団法人全日本野球協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://www.baseballjapan.org/jpn/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	(1) 2019年7月BFJ事業構想を策定、そこに掲げた事業内容を中心に具体的な中長期事業計画を策定し、2023年1月に理事会承認された。 (2) 中長期基本計画をホームページ上で公表している。 (3) 事業構想における各委員会の役割を再確認の上、すべての委員それぞれから意見を募り、中長期計画WGおよび事務局とでとりまとめを行ない、業務執行会議、理事会で議論を重ね、策定に取り組んだ。	1.『中長期計画』 2.『2022年度第2回臨時理事会議事録』
2	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	(1) 中長期計画において、ガバナンス（NF機能）の強化をうたい、具体的には国際関係力の強化、発信広報力の強化、コンプライアンス研修の充実などを示している。これに基づき、職員のJOC国際人養成アカデミーの受講、外部セミナーの受講、コンプライアンス研修等実施している。採用にあたっては応募要件を作成し、Web上で公表のうえ、公募を行い、広く優秀な人材を集める努力を進めている。今後、より具体的な計画について策定し、2026年2月の理事会で承認を得る（予定）。 (2) 中長期計画は公表している。人材の採用及び育成に関する計画は、2026年2月の理事会で承認を得次第できるだけ速やかに、遅くとも2月末までに公表する。（予定） (3) 人材の採用及び育成に関する計画については、原案作成後、役員・職員・委員などから広く意見を出してもらい、集約していく。	1.『中長期計画』
3	〔原則1〕 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	(1) 財務の健全性確保に関する計画を策定し、2026年2月の理事会で承認を得る（予定）。 (2) 財務の健全性確保に関する計画は理事会承認後、できるだけ速やかに、遅くとも2月末までに公表する（予定）。 (3) 事業年度ごとの財務については理事会等を経て計画を策定し、HPで公開しているが、中長期計画と連動する財務計画については、中長期計画と同時期、2023年3月に策定を試みたが、不確定要素が多く、引き続き議論を重ねている。具体的には2023年度中に財政健全化ワーキンググループ（WG）を設置し、財政健全化のための検討を行った。 財務の健全性確保に関する計画については、2025年度中の作成を目標に検討を進める。	3.『2023年度第2回理事会議事録』 4.『2024年度定時評議員会議事録』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	(1) 外部理事の目標割合（25%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 ・2025年度6月現在で外部理事の割合は29.2%（24名中7名）で目標割合（25%以上）を達成している。 (2) 女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じている。 ・2025年度6月現在で女性理事の割合は41.7%（24名中10名）である。 ・2023年定時評議員会において定款にある理事定数を変更した。加えて、組織の内外の女性を委員会委員に積極的に登用するなど理事候補の発掘、育成を進めてきた。	5.『役員（理事・監事）名簿（2025618- 任期2年）』
5	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	(1) ・2025年度6月現在で外部評議員の割合は28.6%（21名中6名）で外部評議員の目標割合（25%以上）を達成している。 (2) ・2025年度6月現在で女性評議員の割合は42.9%（21名中9名）である。女性理事と同様の目標割合（40%以上）を設定し、2023年定時評議員会において定款にある評議員定数を変更した。加えて組織の内外の女性を委員会委員に積極的に登用するなど評議員候補の発掘、育成を進めてきた。	6.『2025年度評議員名簿』
6	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	(1) アスリート委員会規程を定め、2021年6月より、アスリート委員会を設置。2021年度（2022年2月17日）に最初の委員会を開催。2022年度は開催できなかったが、それ以降は2023年度（2023年12月21日）、2024年度（2025年3月10日）と毎年度1回ずつ委員会を開催している。2025年度については2026年1月の開催を予定している。 (2) 男性3名、女性3名で委員を構成している。男子野球、女子野球、Baseball5の3種目から委員が選ばれている。 (3) 委員長は理事を兼ねており、アスリート委員会の意見を組織運営に反映させるための体制ができている。	7.『アスリート委員会規程』 8.『2025年度委員会名簿一覧』 9.『2021年度第1回アスリート委員会議事録』 10.『2023年度第1回アスリート委員会議事録』 11.『2024年度第1回アスリート委員会議事録』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
7	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	(1) 現状、24名で理事会を構成。迅速に機関決定を行なうため、9つの常設委員会（①選手強化委②普及振興委③総務広報委④アンチ・ドーピング委⑤コンプライアンス委⑥アマチュア野球規則委⑦国際事業委⑧Baseball5運営組織設立準備室⑨アスリート委）を設置、各委員会に業務執行理事を配置している。委員会➡業務執行会議➡理事会という段階、連携を経て意思疎通を図り、業務を遂行している。	5.『役員（理事・監事）名簿（2025618- 任期2年）』 8.『2025年度委員会名簿一覧』
8	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	(1) ・2021年1月に設置した、役員候補者選考委員会での議論をへて加盟団体とも協議を重ね、2021年度第2回定時理事会において、役員候補者選考方法等に関する規程に就任時の年齢制限を設けた。 ・2025年度第3回臨時理事会（2025年10月30日）にて、加盟団体の会長が理事として推薦される場合でも就任時の年齢制限が適用されるよう規程を改定し、年齢制限を適用しないことができるのは役員候補者選考委員会が推薦する外部の学識経験者が理事になる場合のみとした。	12.『2021年度第2回定時理事会議事録』 13.『役員候補者選考方法等に関する規程（2025年10月30日改定）』
9	〔原則2〕適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数 の上限を設けること	(1) ・2021年度第2回定時理事会において、役員候補者選考方法等に関する規程に理事の再任回数の上限に関する項目を設けた。 ・2025年度第3回臨時理事会（2025年10月30日）において『役員候補者選考方法等に関する規程』の改定を行い、10年を超えて理事を務める例外措置について、ガバナンスコードに沿う内容に変更したほか、超過する在任期間も1期または2期とすることを記載した。 (2) 最長期間に達した者については、再び選任されるまでに必要な経過期間（少なくとも任期2期分）を合わせて定めている。 ・上記の役員候補者選考方法等に関する規程において、「4年の期間を経た後は理事候補者となることができる」としている。4年は理事の任期2期分に相当する。	5.『役員（理事・監事）名簿（2025618- 任期2年）』 12.『2021年度第2回定時理事会議事録』 13.『役員候補者選考方法等に関する規程（2025年10月30日改定）』 15.『役員候補者選考委員会議事録（2025年4月21日）』 16.『役員候補者選考委員会議事録（2025年5月26日）』
			【例外措置または小規模団体配慮措置】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	〔原則2〕 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	(1) 役員候補者選考委員会における役員候補者等の決定を、理事会等の他の機関から独立して行っている。 (2) 役員候補者選考委員会の構成員に有識者を配置している。有識者1名、評議員2名、理事2名の構成となっている。 (3) 役員候補者選考委員会の構成は有識者1名、評議員2名、理事2名となっており、構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む。）が占めていない。	13.『役員候補者選考方法等に関する規程（2025年10月30日改定）』 14.『役員候補者選考委員会名簿』 15.『役員候補者選考委員会議事録（2025年4月21日）』 16.『役員候補者選考委員会議事録（2025年5月26日）』
11	〔原則3〕 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	(1) NF及びその他役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守する旨を含む規程を整備している。 定款、事務局職員就業規則、全日本野球協会役職員行動規範、役員候補者選考方法等に関する規程、経理規程、個人情報保護規程、個人情報の取り扱いに関する外部委託管理規程、個人情報に関する監査規程、通報相談処理規程、事務局職員給与規程、定年後再雇用規程、確定拠出年金・生涯設計手当規程、育児休業規程、介護休業規程、常勤役員の報酬ならびに役員等の費用に関する規程、旅費規程、契約処理規程、特定費用準備金等取扱規程、利益相反管理規程等を整備している。	13.『役員候補者選考方法等に関する規程（2025年10月30日改定）』 17.『定款』 18.『事務局職員就業規則』 19.『全日本野球協会役職員行動規範』 30.『経理規程』 31.『個人情報保護規程』 32.『個人情報の取り扱いに関する外部委託管理規程』 33.『個人情報に関する監査規程』 34.『通報相談処理規程』 35.『事務局職員給与規程』 36.『定年後再雇用規程』 37.『確定拠出年金・生涯設計手当規程』 38.『育児休業規程』 39.『介護休業規程』 40.『常勤役員の報酬ならびに役員等の費用に関する規程』 41.『旅費規程』 42.『契約処理規程』 43.『特定費用準備金等取扱規程』 66.『利益相反管理規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
12	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる 一般的な規程を整備しているか	(1) ・アスリート委員会規程、定款施行細則、加盟団体規程、選手強化委員会規程、普及振興委員会 規程、総務委員会規程、アンチ・ドーピング委員会規程、アマチュア野球規則委員会規程、国際事業 委員会規程、事務局規程、コンプライアンス委員会規程、経理規程を整備している。	7.『アスリート委員会規程』 20.『定款施行細則』 21.『加盟団体規程』 22.『選手強化委員会規程』 23.『普及振興委員会規程』 24.『総務委員会規程』 25.『アンチ・ドーピング委 員会規程』 26.『アマチュア野球規則委 員会規程』 27.『国際事業委員会規程』 28.『事務局規程』 29.『コンプライアンス委員 会規程』 30.『経理規程』
13	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	(1) 個人情報保護規程、個人情報の取り扱いに関する外部委託管理規程、個人情報に関する監査規 程、通報相談処理規程を整備してる。	31.『個人情報保護規程』 32.『個人情報の取り扱い に関する外部委託管理規 程』 33.『個人情報に関する監 査規程』 34.『通報相談処理規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
14	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	(1) 法人の役職員の報酬等に関して、「常勤役員の報酬並びに役員等の費用に関する規程」「旅費規程」及び事務局職員の「事務局職員給与規程」「定年後再雇用規程」「確定拠出年金・生涯設計手当規程」「育児休業規程」「介護休業規程」を整備している。このうち「育児休業規程」および「介護休業規程」については法律の改正に基づき、2023年4月1日より一部改訂した。	35.『事務局職員給与規程』 36.『定年後再雇用規程』 37.『確定拠出年金・生涯設計手当規程』 38.『育児休業規程』 39.『介護休業規程』 40.『常勤役員の報酬なら びに役員等の費用に関す る規程』 41.『旅費規程』
15	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	(1) 法人の財産に関する規程としては「契約処理規程」「特定費用準備金等取扱規程」を整備してい る。	42.『契約処理規程』 43.『特定費用準備金等取 扱規程』
16	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	(1) 加盟団体規程第8条において、加盟団体の年次負担金および事業負担金の納入に関する規則を定 めている。	21.『加盟団体規程』
17	〔原則3〕 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備す ること	2022年3月の定時理事会において下記の(1) (2) (3)を備えた選手選考委員会規程を制定し、公 平かつ合理的な選考方法を実施している。 (1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備している。 (2) 選手の権利保護に関する規程を整備している。 (3) 選手選考に関する規程(選考基準及び選考過程)の作成者の選定を公平かつ合理的な過程で実施 している。	44.『選手選考委員会規 程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	(1) HPで公開している要項、認定方法で国際審判員を認定、公表している。協会が審判員を選考し派遣する大会は、国際大会のみであり、この選考については、2023年3月の定時理事会で「国際大会における審判員の派遣または推薦に関する規程」を制定。2023年4月以降は同規程に基づいて公平かつ合理的な選考を実施している。	45.『アマチュア野球規則 委員会による公認審判員 の資格制度実施要領』 46.『BFJ公式サイト-国 際審判員一覧ページ』 47.『国際大会における審 判員の派遣または推薦に 関する規程』
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問い 合わせをできる体制を確認するこ と	(1) 法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。 (2) 弁護士の理事が選任されており、潜在的な問題の把握や調査の必要性の有無の判断は可能な体制となっている。	5.『役員（理事・監事） 名簿（2025618- 任期2 年）』 48.『契約書（弁護士事務 所顧問契約）』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	(1) 2018年8月20日、2019年10月8日、2020年2月21日、2021年1月15日、2022年1月18日、2023年2月20日にそれぞれ委員会を実施。2023年度内は委員会は日程が合わず、開催できなかったが、2023年5月30日の2023年度第1回定時理事会にてコンプライアンス委員長を務める理事より暴力暴言の排除の重要性が訴えられたほか、通報窓口への対応について委員の意見をもとめた。2024年12月19日に委員会を開催した。次回は2026年2月に開催予定である。 (2) コンプライアンス委員会規程の第2条（目的）及び第3条（審議事項）にコンプライアンス委員会の役割及び権限事項等を明確に定めている。 (3) コンプライアンス委員会の委員長は女性の弁護士である。このため、構成員に、少なくとも1名以上は女性委員を配置しているという基準は達成されている。	29.『コンプライアンス委員会規程』 49.『コンプライアンス委員会名簿』 50.『2020年度第1回コンプライアンス委員会議事録』 51.『2021年度第1回コンプライアンス委員会議事録』 52.『2022年度第1回コンプライアンス委員会議事録』 53.『2024年度第1回コンプライアンス委員会議事録』 74.『2023年度第1回定時理事会議事録』
21	〔原則4〕 コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(2) コンプライアンス委員会の 構成員に弁護士、公認会計士、学 識経験者等の有識者を配置するこ と	(1) コンプライアンス委員会の委員のうち3名が弁護士を務めている。	49.『コンプライアンス委員会名簿』
22	〔原則5〕 コンプライア ンス強化のための教育を 実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライ アンス教育を実施すること	(1) 2019年6月の評議員会後に評議員および理事・監事、事務局職員を対象にスポーツマンシップ勉強会を企画、コンプライアンス教育研修を実施した。2021年度は独自のオンライン学習プログラムを作成、全役職員がオンライン受講を完了した。 2022年度からは、JSC作成のオンライン研修の受講を役職員に徹底、2023年度、2024年度も実施した。2025年度についても、2026年3月に研修期間を設ける予定である。	54.『54_役職員宛コンプライアンス研修の案内メール』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 野球指導者講習会において、不正行為の防止（ドーピング、八百長行為等）、暴力行為、ハラスメント、アンガーマネジメント等についてのカリキュラムを設けて、コンプライアンス教育を実施している。 日本代表監督・スタッフ、選手に対しては、国際大会に派遣する都度、BFJ制定の『日本代表選手行動規範』などを教材に年1回以上の研修を行っている。	55.『2024年度野球指導者講習会BCC受講のご案内』 67.『日本代表選手行動規範』
24	〔原則5〕コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	(1) 都道府県審判指導員研修会、国際審判員研修事業においてコンプライアンス教育を実施する上で、新たに動画教材「審判員のためのスポーツマンシップ講習」を加盟団体と協議の上、作成。弊協会HPにアップロード、バナーを置いていつでも視聴できる環境を整えた。同時に、加盟団体を通じて、広く研修で使用することを通達してコンプライアンス教育に取り組んでいる。今後は不正やハラスメントの防止に向けた研修等も実施していく。	56.『審判員のためのスポーツマンシップ講座』
25	〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	(1) 組織運営において専門家のサポートが必要となると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証を行っている。 (2) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築している。法律相談の全般として、法律事務所との顧問契約を締結し、業務遂行上に懸念等がある場合には、いつでも相談できる体制を整えている。財務会計部門においても、税理士と顧問契約を締結し、日常的なサポートを受けている。また公認会計士事務所と契約を締結し、定期的な財務・税務等の専門的な監査・助言を受けるとともに、いつでも相談できる体制を整えている。	48.『契約書（弁護士事務所顧問契約）』 57.『業務委託契約書(税理士)』 58.『合意された手続契約書(公認会計士)』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	(1) 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備することなどにより、公正な会計原則を遵守するための業務サイクルを確立している。 経理規程、経理処理規程を定め公正な会計原則を遵守できる業務サイクルを確立している。 (2) 各種法人法（一般社団・財団法人法、特定非営利活動促進法、会社法等）、公益法人認定法等のうち適用を受ける法律に基づき適性のある監事等を設置している。 弁護士1名を監事に選任している。 (3) 各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も可能な限り積極的に実施し、組織の適正性に係る監査報告書を作成している。 監事は理事会に出席し、常に業務執行、組織の適正性をチェックしている。監事による監査報告には業務監査結果についても明示した報告書を作成している。	5.『役員（理事・監事）名簿（2025618- 任期2年）』 30.『経理規程』 42.『契約処理規程』 43.『特定費用準備資金等取扱規程』 59.『合意された手続結果報告書』 60.『監査意見書』
27	〔原則6〕 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	(1) 国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理しているその際、JOCに設置されている、NF総合支援センターによる会計処理についての指導を遵守し、取り組んでいる。 また、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成についても、同センターの募集の手引きに則り、申請、報告を行ない、適正な利用を行なっている。	61.『令和6年度スポーツ振興基金助成金交付額確定通知書、スポーツ振興くじ助成金交付額確定通知書』
28	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	(1) 法令で定められている備置書類（定款、事業計画書、収支予算書、事業報告、正味財産増減計算書、役員名簿他）をHP（https://www.baseballjapan.org/jpn/bfj/）で開示している。また、これらの書類は事務所内に保存している。	62.『2024年度財務諸表』 63.『2025年度予算書』
29	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	(1) 2022年3月の定時理事会において選手選考委員会規程を制定し、公平かつ合理的な選考方法を実施している。 U12、U15の代表選考においてはHPによる公募「デジタルチャレンジ」で1次選考を実施している。 その後、1次選考通過選手を対象に、集合型の2次選考を実施し、代表選手を選考している。U18は代表候補強化合宿と選手権大会出場選手から選考、大学代表・社会人代表・女子代表は選考合宿から選考を行っている。選考については、野球日本代表侍ジャパン公式サイト（https://www.japan-baseball.jp/）等で随時ニュース配信を行い情報を公開している。、	44.『選手選考委員会規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
30	〔原則7〕 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	(1) ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示している。 2024年10月に2023年度の遵守状況をHPで公開済みである。 https://www.baseballjapan.org/jpn/bfj/contract.html	64.『BFJ公式サイト- 定款・規程・規範 等』 65.『全日本野球協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明(2024年10月)』
31	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	(1) 重要な契約（金額の多寡、関係者への影響の大小等から判断する。）については、客観性・透明性につき、特に慎重な検証を行っている。 相反の可能性が考えられる場合は理事会で審議している。 (2) 利益相反ポリシーに基づいた規程があり、利益相反を適切に管理している。 利益相反ポリシーに基づいた利益相反管理規程を2022年1月に制定、4月1日より施行。	66.『利益相反管理規程』
32	〔原則8〕 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	(1) 利益相反ポリシーを作成している。 利益相反管理規程を2022年1月に制定、4月1日より施行。	66.『利益相反管理規程』
33	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	(1) 通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知している。 HP (https://www.baseballjapan.org/jpn/bfj/alert.html) に通報窓口を公開している。 (2) 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課している。 通報相談処理規程 第5条に定めている。 (3) 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底している。 通報相談処理規程 第5条、第10条に定めている。 (4) 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止している。 通報相談処理規程 第9条に定めている。 (5) 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。 理事会で周知している。	67.『日本代表選手行動規範』 34.『通報相談処理規程』 68.『BFJ公式サイト-通報相談窓口利用案内』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	〔原則9〕 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	(1) 通報制度の運用体制についてはHP (https://www.baseballjapan.org/jpn/bfj/alert.html) に公開しており、運用にあたっては2名の弁護士が対応に当たる体制を取っている。	68.『BFJ公式サイト-通報相談窓口利用案内』
35	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規程等によって定めている。行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則の第2条に定めている。 (2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続の周知に関しては、関連する規則をHPで公開している。 https://www.baseballjapan.org/jpn/bfj/contract.html (3) 「行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則」第3条において「処分対象者に聴聞の機会を設ける」と定めている。 (4) 「行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則」第4条において、処分結果の告知については、書面で告知する旨が規程にあったが、さらに、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を記載することを規程に含めるように改定を行った。(2025年10月30日理事会)	19.『全日本野球協会役職員行動規範』 21.『加盟団体規程』 67.『日本代表選手行動規範』 69.『行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則』 70.『審査室の設置・運営に関する規則』 71.『処分決定に対する不服申立に関する規則』
36	〔原則10〕 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	(1) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有している。 処分審査を行うメンバーに弁護士が含まれている。	49.『コンプライアンス委員会名簿』 69.『行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則』 70.『審査室の設置・運営に関する規則』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	(1) 「処分決定に対する不服申立に関する規則」において、申立人の選択に応じて、NF内における紛争解決制度とJSAAによるスポーツ仲裁のどちらも利用できるよう規程を改定した。(2025年10月30日理事会) (2) 「処分決定に対する不服申立に関する規則」はBFJが行ったあらゆる処分決定に対する不服申立を目的としており、広く対象に含んでいる。 (3) 申立期間については処分決定の通告を受けた日から6カ月以内と定めており、合理的ではない制限を設けていない。	69.『行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則』 71.『処分決定に対する不服申立に関する規則』
38	〔原則11〕 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	(1) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知している。 処分における書面通知において、日本スポーツ仲裁機構へ不服を申し立てることができる旨を規則内に明示した。(2022年3月理事会で改訂)	71.『処分決定に対する不服申立に関する規則』
39	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	(1) 「危機管理規程」にて、外部からの危機による具体的リスク等が発生し、本協会全体による対応が必要である場合は、会長をリスク管理統括責任者とする「緊急事態対応体制」をとると定めている(第11条)。また、特定の緊急事態が発生した場合又はその発生が予想される場合は、会長の判断によって、緊急事態対策室を設置するもの(第16条)としており、その人事については、室長＝会長(会長が不在等の場合は副会長が代行)、室員＝副会長、事務局長、室長が指名する関係役職員等と定めている。 (2) 「危機管理規程」を定めている。 (3) 「危機管理規程」に、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。 (4) 2026年2月の理事会にて、危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含めるようにする改定を行う(予定) なお、過去4年以内の不祥事は発生していない。	72.『危機管理規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	(1) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築し対応している。 不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含む危機管理マニュアルとして危機管理規程を2022年1月制定、2022年4月1日より施行。 なお、過去4年以内に不祥事は発生していない。	72.『危機管理規程』
41	〔原則12〕 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	(1) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成している。 不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含む危機管理マニュアルとして危機管理規程を2022年1月制定、2022年4月1日より施行。 なお、過去4年以内に外部調査委員会は設置されていない。	72.『危機管理規程』

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	(1) 加盟団体規程において、加盟団体の権限関係を明確にしている。なお当協会の加盟団体はいずれも法人化した全国的に組織された野球団体であり、当協会の地方組織は存在しない。 (2) 加盟団体規程において、各加盟団体は定款第3条に掲げる目的に則って行動するよう努めなければならないこと、暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に努めなければならないこと、ドーピング防止に積極的に取り組まなければならないこと、スポーツに関する紛争について公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応しなければならないことを定めている。 (3) 当協会と加盟団体の組織構造は証憑のとおりであり、3団体は公益財団としてのガバナンス、コンプライアンスを構築し、独立して運営している。また、2023年3月、全日本女子野球連盟が日本野球連盟傘下から独立、当協会に新たに加盟した。新加盟の全日本女子野球連盟に対しては加盟団体規程の徹底と地方組織についてのガバナンス確保、コンプライアンス強化、適切な組織運営及び業務執行につとめるよう、適宜、指導、助言および支援を実施していく。 直近では、各加盟団体に対し、2025年7月23日にオンラインカジノを含む違法賭博に関する注意喚起とその周知依頼を行った。	21.『加盟団体規程』 73.『野球団体関係図』 75.『スポーツ庁からの通知「オンラインカジノを含む違法賭博に関する注意喚起について」の周知について（依頼）』
43	〔原則13〕 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	(1) 当協会は地方組織を持っていない。加盟団体のうち3団体はいずれも公益法人化した全国的に組織された野球団体である。日本野球連盟および全日本軟式野球連盟はJSPO加盟団体として活動しており、ガバナンスコード審査の対象団体。また、日本学生野球協会は設立時より学生野球憲章を掲げ、ガバナンス、コンプライアンスを確保維持することにいち早く着手し、今日に至っている。2010年に全面改訂した学生野球憲章のもとで、自立した活動を継続していることを確認している。新加盟の全日本女子野球連盟に対してはガバナンス確保、コンプライアンス強化のための情報提供や研修の機会を各団体と共有しながら、支援体制を構築していく。 2023年度・2024年度はJSCのコンプライアンス研修に関する役職員宛のお知らせには、各加盟団体の役員が含まれており、同研修について各団体にも周知した形となっている。この他、毎年公認野球規則の頒布（割引販売）や、野球審判員マニュアルの頒布、当協会HPを通じた審判講習会マニュアル等の提供 (https://www.baseballjapan.org/jpn/umpire/rulecommittee.html)、その他各省庁やJOCからの情報の展開 (例：マイナンバーカード利活用について-2025年5月23日、「地域観光魅力向上事業」二次公募開始の案内-2025年5月29日、オンラインカジノを含む違法賭博に関する事務連絡-2025年7月23日、パスポートの早めの申請/取得について-2025年7月23日、こども性暴力防止法 関係団体向け説明会-2025年8月5日 等)を行っている。2025年9月に入ってから、2025年11月15日に開催する「全日本野球サミット」の開催案内を行った。サミットでは中学部活動の地域展開に関するシンポジウムを行う。また、2年に1度、各加盟団体の普及振興活動について調査・分析し、その結果を報告書として各加盟団体に展開及び公表し普及活動の参考としてもらっている。	54.『54_役職員宛コンプライアンス研修の案内メール』 75.『スポーツ庁からの通知「オンラインカジノを含む違法賭博に関する注意喚起について」の周知について（依頼）』 76.『日本野球協議会「第1回全日本野球サミット」へのご出席のお願い（依頼）』 77.『全日本野球サミット実施要項』 78.『マイナンバーカード利活用に関する周知のメールの写し』 79.『地域観光魅力向上事業二次募集開始の周知のメールの写し』 80.『パスポートの早めの申請取得についての周知のメールの写し』 81.『こども性暴力防止法に関する関係団体事業者説明会の案内メールの写し』 82.『野球普及振興活動状況調査2024_報告書』